第 13 回大橋川景観アドバイザー会議 議事要旨

【日時・場所】

日 時:平成28年12月12日(木)14:00~15:30 場 所:島根県市町村振興センター 大会議室(1)

【出席者】

大橋川景観アドバイザー会議委員 飯野委員、片寄委員、松本委員、吉田委員、金坂委員、柴田委員

事務局

出雲河川事務所

【議事次第】

開会

挨 拶(出雲河川事務所長)

委員紹介

座長挨拶

議事

閉 会

【配付資料】

議事次第

席次表

資料-1 大橋川改修に伴う河川構造物等の景観設計指針(素案)の意見募集について(回答)

資料-2 大橋川改修に伴う河川構造物等の景観設計指針(案)について

【議事要旨】

【大橋川改修に伴う河川構造物等の景観設計指針(素案)の意見募集について(回答)】

- ・意見 No.16 の昭和6年の大火災前の大橋川の景観は、旅館等の建物と川との間に道がなく、直接水辺に面していた。当時の状況がわかる写真を補足資料として付ければイメージしやすいと思う。
- ・行政の回答コメントの中に、「協議」を行うというコメントが多く活用されているが、ど のような協議を行うのか注釈を明記した方が良い。
- ・アンケートに回答して下さった方は非常に関心がある方だと思われる。今後事業を進め、 景観を築いていく過程において、市民の方にも現場見学などで参加して頂く事でより関 心をもって頂けるのでは無いか。
- ・意見 No.18,19 について、一般の方はパラペットと言う言葉から、一連の垂直なコンクリート壁のようなものを想像されるが、はめ込み式などの色々な工法があることも説明した方が良い。
- ・意見 No.28,29 の利活用に関して、近年、河川占用の基準も見直され、河川空間を積極的に利活用できる制度も昔と比べ整って来ており、ミズベリングの取り組みなど、国土交通省としても様々な取り組みがあることを説明した方が良い。

【大橋川改修に伴う河川構造物等の景観設計指針(案)について】

- ・この指針がどういう位置付けであるかわかりにくかったため、前回の意見を踏まえ、「指 針の策定にあたって」という説明文を前段に追加したことで、指針の位置付けが分かり 易くなった。
- ・P.10 の護岸素材 1、2 の事例は大橋川近辺で用いられた実績はないが、護岸製品については広く全国的に調査し、製品があることは確認している。中国地整管内において用いられている事例はある(事例 P12 写真 2 太田川)
- ・護岸完成直後は良い素材を用いて造られていても、修復の際に材料がなく他の素材を用いると景観が崩れるという課題があり維持管理についても追加すべきだが、近年の石材調達状況を鑑みると、指針の中で明言することは難しい。指針作成にあたり、使用する石材については、地元の石材であれば山自身が資材ストックとなるのではないかという議論もしており、維持管理について考えていない訳ではない。

・これまでかなりの時間、指針について議論し、使用している写真も当初から比べるとわかりやすくイメージし易い物となっており、議論は熟したと思われる。本会議としては、 指針(案)を指針として頂くことで了承する。

《今後の予定》

- ・意見に関する回答については委員の意見を踏まえ、修正し公表する
- ・本会議結果を踏まえ指針の公表を行う

以上